

第 4 号議案

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例の件

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例

(事務分掌条例の一部改正)

第 1 条 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(局の設置並びに分掌事務)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第 67号）第158条第 1 項後段の規定により設置する局及びその分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>危機管理局</u></p>	<p>(局及び<u>室</u>の設置並びに分掌事務)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第 67号）第158条第 1 項後段の規定により設置する局及び<u>室並びに</u>その分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>市長室</u></p> <p>(1) <u>秘書に関する事項</u></p> <p>(2) <u>国際化の推進に関する事項</u></p> <p>(3) <u>広聴及び広報に関する事項</u></p> <p><u>危機管理室</u></p>

<p>[略]</p> <p>企画調整局</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 秘書に関する事項</u></p> <p><u>(5) 広聴及び広報に関する事項</u></p> <p><u>(6)、(7) [略]</u></p> <p>地域協働局 [略]</p> <p>行財政局</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 他の局の所管に属しない事項</p> <p>文化スポーツ局～環境局 [略]</p> <p>経済観光局</p> <p>(1) 商業、工業<u>及び農林水産業</u>に関する事項</p> <p>(2) <u>貿易、観光及び企業誘致</u>に関する事項</p> <p><u>(3) 戦略的な国際交流に関する事項</u></p> <p>建設局 [略]</p> <p>都市局</p> <p>(1) 都市計画に関する事項</p> <p>(2) <u>産業団地整備</u>に関する事項</p> <p>建築住宅局、港湾局 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>企画調整局</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4)、(5) [略]</u></p> <p>地域協働局 [略]</p> <p>行財政局</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 他の局<u>及び室</u>の所管に属しない事項</p> <p>文化スポーツ局～環境局 [略]</p> <p>経済観光局</p> <p>(1) 商業、工業、<u>貿易、観光及び企業誘致</u>に関する事項</p> <p>(2) <u>農林水産業</u>に関する事項</p> <p>建設局 [略]</p> <p>都市局</p> <p>(1) 都市計画に関する事項</p> <p>(2) <u>新都市整備</u>に関する事項</p> <p>建築住宅局、港湾局 [略]</p>
---	--

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第2条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第 2 号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第 1 条関係)		別表(第 1 条関係)	
(1) 市長の附属機関(次号及び第 3 号の表に規定する附属機関を除く。)		(1) 市長の附属機関(次号及び第 3 号の表に規定する附属機関を除く。)	
附属機関	担任する事務	附属機関	担任する事務
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市企画調整局指定管理者選定評価委員会	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の候補者の選定及び指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価に関する事務	神戸市市長室指定管理者選定評価委員会	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の候補者の選定及び指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価に関する事務
[略]		神戸市企画調整局指定管理者選定評価委員会	
[略]		[略]	

[略]	[略]	[略]	[略]
(2)～(4) [略]		(2)～(4) [略]	

(手数料条例の一部改正)

第3条 神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第6条 市長は、 <u>健康局健康科学研究</u> 所に検査を依頼する者に対し、別表第16に定める額の範囲内で規則で定める額の手数料を徴収する。	第6条 市長は、 <u>健康局保健所健康科学研究</u> 所に検査を依頼する者に対し、別表第16に定める額の範囲内で規則で定める額の手数料を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(防災会議条例の一部改正)

- 2 神戸市防災会議条例（昭和38年4月条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第 8 条 防災会議の庶務は、 <u>危機管理局</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 防災会議の庶務は、 <u>危機管理室</u> において処理する。

(国民保護協議会条例の一部改正)

3 神戸市国民保護協議会条例（平成18年3月条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第 7 条 協議会の庶務は、 <u>危機管理局</u> において処理する。	(庶務) 第 7 条 協議会の庶務は、 <u>危機管理室</u> において処理する。

理 由

職制を改正するに当たり、条例を改正する必要があるため。